

国連、米国、EUによる対北朝鮮制裁の実施について

こちらは、英文記事「[Democratic People's Republic of Korea - Enforcement of UN, U.S. and EU Sanctions](#)」
(2019年1月)の和訳です。

メンバー各位

本サーキュラーでは、国連安全保障理事会が2017年に発表した朝鮮民主主義人民共和国（以下北朝鮮）に対する包括的な国際的制裁を回避することの重大なリスクについてメンバーにお知らせします。

2017年以降、制裁の実施が全般的に強化されており、特に海運業界に対してはこの傾向が顕著になっています。本サーキュラーは、各国政府が制裁を実施するにあたって講じている対策への注意を喚起するとともに、北朝鮮および北朝鮮関連企業との取引がもたらす深刻な結果について警告を行うものです。

実施内容

2017年以降、国連安全保障理事会は主要構成国の一部と連携して制裁逃れの疑いがあるあらゆる海運活動の監視を強化してきており、現在では北朝鮮および北朝鮮関連の活動に対して、より厳しい制限措置が導入されています。黄海、東シナ海、日本海における海運活動に対する監視強化の結果として、監視機関は北朝鮮との取引に関与している船舶と、北朝鮮と関係があり広範囲な入港禁止や資産凍結の制裁を受けている外国籍船舶およびその船主を見つけて特定することを継続していくこととなります。監視画像に写った外国籍船舶とその関係者は、国連安全保障理事会1718委員会により指定団体、指定人物としてリスト化され、国連の資産凍結と渡航禁止措置の対象となります。

画像では北朝鮮に対する制裁逃れと関連する国際組織犯罪シンジケートの両方に関与している船主が行おうとしている行為の程度が明らかになります。そうした行為には、IMO番号や船名を隠したり上書きしたりして船舶の身元を隠し、船舶自動識別信号の送信機を停止して船舶自動識別装置による航路の追跡ができないようにする行為などが含まれます。これらの船舶が身元を隠蔽しているのは、いずれも以前の違反行為によって国連から指定を受けた北朝鮮籍船舶

や外国籍船舶、無国籍船舶との瀬取りによる石炭や液体貨物の違法輸送を隠すためです。国連安保理北朝鮮制裁委員会の専門家パネルはこうした船舶の活動や関係者を報告書にまとめています。国連の報告書は現在一般に公表されており¹、海事当局には以前から公開され閲覧できるようになっていました。これを受けて、そうした活動に従事した船舶に対して登録サービスの提供が停止されたり、そうした船舶の世界各国の港湾への入港禁止措置に基づき次の寄港地で拘留されたりするケースが発生しています。

米国財務省ではこれまでに北朝鮮制裁逃れに関わった個人、団体および 28 隻の船舶を指定しています。こうした措置が取られた船主、用船者、船舶管理者は、米国による指定の結果、資産凍結が行われたり米ドルによる取引から排除されたりするため、それらの船舶の取引や資金調達が著しく困難なものになります。国連または国家の関連機関によるそうした措置の対象となった船舶には必然的に金融機関の審査が厳しくなり、口座の凍結や解約、取引の凍結が行われる可能性もあります。

各国政府による対応

各国、または欧州連合等の超国家的組織に所属する国の多くは自国の国内法に国連安保理決議を実行するための法令を導入しています。

そうした法令には以下のようなものがありますが、これらに限定されません。

- 航空燃料やロケット燃料の販売および供給の禁止
- 広範囲なぜいたく品の北朝鮮への供給停止指定
- 船舶のリースやチャーター、配乗サービスの全面禁止
- 北朝鮮籍船舶の所有や運航、北朝鮮籍船舶に対する船級サービスおよび類似のサービス提供の禁止
- 広範囲な武器を輸出入禁止に指定
- 北朝鮮が所有、運航、配乗する船舶の EU 内の港への入港禁止
- 北朝鮮の鉱業、精製事業、化学産業への投資の禁止

2017 年の国連安保理決議

メンバーは、北朝鮮に対する国連制裁の範囲が以下の各決議に従って 2017 年に強化されたことにご留意ください。

¹ https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/1718/panel_experts/reports

2017年8月5日付国連安保理決議 2371:

- あらゆる国連加盟国の船舶による石炭、鉄、鉄鉱石、鉛、鉛鉱石の北朝鮮からの輸出の全面禁止およびそれら北朝鮮産一次産品の輸送禁止
- あらゆる国連加盟国の船舶による北朝鮮からの海産物の輸出の全面禁止および北朝鮮産海産物の輸送禁止
- 北朝鮮に対する制裁を監視している国連委員会に、北朝鮮関連の各国連決議が禁止している活動に関与している船舶を指定する権限を与えるとともに、国連加盟国に対してそれらの船舶の自国の港への入港を禁止することを要請
- 北朝鮮の団体や個人との新たな共同事業や共同事業体を設立することを禁止

2017年9月11日付国連安保理決議 2375:

- コンデンセートや液体天然ガスの北朝鮮に対する供給、販売、輸送の禁止
- 北朝鮮が輸入するすべての石油精製製品に対する年間 200 万バレルの上限量（その後 50 万バレルに引き下げ）設定および、そうした取引の供給量と取引関係者の情報を安全保障理事会に 30 日毎に報告することを加盟国に義務付ける厳格な統制の導入
- 決議採択後 2 か月間は北朝鮮に対する国連加盟国による原油の供給、販売、輸送量の上限を、決議採択前 12 か月以内に国連加盟国が北朝鮮に対して供給、販売、輸送した原油量に制限
- 北朝鮮からの繊維製品輸出の禁止
- 決議採択日より後は国連加盟国に対し北朝鮮国民に対する労働許可を与えることを禁止
- 北朝鮮の団体または個人とのあらゆる共同事業の実施または現在実施中の共同事業の拡大を禁止
- 船舶が各国連安保理決議で供給、販売、輸出が禁止されている貨物を輸送していると信じるべき合理的根拠がある場合は旗国の同意のもとに、その船舶の検査を行うことを加盟国に要請

2017年12月22日付国連安保理決議 2397:

- 国連加盟国の自国民および自国の管轄権に服する者、および自国領域内に設立されているか加盟国の司法が管轄する団体に対し、各国連安保理決議によって禁止されている活動、物品の輸送に関与していると信ずべき合理的な根拠のある船舶に対して保険または再保険サービスを提供することを禁止
- 旗国は各国連安保理決議が禁止する活動や禁止する物品の輸送に関与していると信ず

べき合理的な根拠がある船舶については登録を解除し、国連委員会の承認なしには再登録を禁止することが求められる。

- 上記の船舶に対しては個別に国連委員会の事前の承認を受けない限り、船級サービスを提供することを禁止

各国と超国家的組織はこれらの決議を、関連法違反に対する行政罰や刑事罰の適用を定めた条項などの形で、自国の法律や制裁プログラムに組み込んでいます。

船舶自動識別装置

船舶が不可解な進路変更をしたり、船舶自動識別装置（AIS）信号の発信を停止した時は制裁逃れを行っている可能性があります。AIS 信号消失の原因が船長または他の乗員が船の航行パターンや運航行動を隠蔽するために故意に送信機を停止したことにあると判断される場合、監視機関の関心がより高まることになります。

こうした行動は船舶の安全確保や保護に必要な場合は別として、海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）に対する重大な違反であり、その船舶は旗国要件に反していることになるとともに、衝突や他船に対する損傷、汚染損害、海上における船員の生命喪失を引き起こすリスクも高めます。

船舶が旗国要件に従っていない場合は、船主はその加入する P&I クラブのルール下での保険カバーを損なう恐れがあります。船主が、AIS データの送信を操作あるいは停止することにより船舶の所在地を偽り、制裁に違反する取引に所有船に従事させるなどの無分別あるいは違法な取引に関与した場合も P&I 保険カバーの提供拒否の根拠になる可能性があります。

細心の注意が必要です

国連安全保障理事会が採択した制裁は一国家を対象とした制裁体制としてはこれまでで最も包括的な部類に入り、制裁対象である対北朝鮮との取引を防止するために、海運業界に焦点を定めた、十分な資源が投入された断固たる取り組みが、国際レベルで行われています。

したが、メンバーにおかれては、北朝鮮とのあらゆる取引が監視・調査の対象となることに留意してください。関連当局が衛星等を使って船舶の動きを監視し、疑わしい活動を捜査している中で、船舶が捜索対象となったり、港で拘留される可能性があります。活動が制裁違反にあたることを確認された場合、保険カバーが取り消されることになり、加えて、船舶の押収その他の厳しい罰則が関係企業や個人に課されるリスクがあります。そうすると少なくとも今後の船舶の取引に影響が生じ、最悪の場合はメンバーの会社そのものの存続を左右する致命傷に

なる恐れもあります。

北朝鮮との合法的な取引を行うことが可能であったとしても、クラブは北朝鮮の港に航行する船舶をサポートすることができない可能性が極めて高く、クレームや手数料の支払い、担保の提供が著しく遅延する恐れがあるだけでなく、完全に禁止される場合もあることを心に留めておいてください。これに該当する船舶は、その後 180 日間、米国領海への入域も自動的に禁止されることとなります。

したがい、すべてのメンバーは、瀬取りを含め、北朝鮮とビジネスを行うことのリスクを再評価することを強く求められます。また、北朝鮮の団体と意図せずに禁止された活動を行ってしまうことのないように、可能な限りの努力を払っていただくようお願いいたします。

国際 P&I グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

上記に関するご質問は、[Lars Lislegard-Bækken](#)、[Tore Svinøy](#)、[Ingvild Høgenes Nilsen](#)、または[ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

敬具

GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。